

## Smart-telecaster 無償トライアル約款（必ずお読み下さい。）

---

2026年5月版

### 第1条（総則）

本約款は、お客様（以下「甲」という）と株式会社ソリトンシステムズ（以下「乙」という）との間の Smart-telecaster™製品およびそれに付帯する製品（以下総称して「本件機器」という）の、トライアルを目的とした無償貸与（無償レンタル）契約について、適用される。甲は、契約締結前に本約款の内容を確認し、同意した上で本契約を締結するものとする。なお、甲が本件機器の提供を受けたときは、本約款に承諾したものとみなす。

### 第2条（貸与の条件）

1. 無償貸与は、甲がサービスの導入または販売を検討する目的で評価を行う場合に限り利用できる。
2. 無償貸与は、原則として法人を対象とし、個人による申込みはできない。
3. 無償貸与は、原則として1つの企業、団体または教育機関等につき1回までとする。
4. 乙は、甲に対し、本件機器を、2週間の期間限定で無償貸与する。
5. 貸与の時期および本件機器の仕様は「Zao Cloud View ご契約情報」に基づき、甲乙間で合意した内容とする。
6. 乙は、貸与の時点で本件機器が正常な状態であることを保証する。

### 第3条（本件機器の仕様）

1. 甲は、本件機器の通信性能が各通信事業者の提供する規格上の最大速度に準ずるものであり、伝送速度および映像品質を保証するものではないことを承諾する。
2. 甲は、乙が提供する LTE 回線について確実に接続することを保証するものではないことを承諾する。
3. 甲は、本件機器の機能および性能等が使用環境等に依存するものであり、乙がこれらを保証するものではないことを承諾する。

### 第4条（本件機器の保管）

1. 甲は、本件機器を善良な管理者の注意をもって使用および保管するものとする。
2. 甲は、本件機器について、第三者による強制執行その他の法的または事実に侵害を受けないように保全するとともに、当該侵害が生じた場合は、直ちに乙に通知し、自己の責任と費用において速やかにこれを解消するものとする。

#### 第5条（保証）

乙は、本件機器の通常の使用における正常な稼働または正常な性能の具備のみを担保し、甲の特定の使用目的への適合性についてはこれを保証しないものとする。

#### 第6条（保証の範囲）

1. 本件機器の引き渡し後、甲の責に帰すべからざる事由により本件機器が正常に作動しなくなった場合、乙は、本件機器を無償で修理または交換するものとする。ただし、甲が本件機器を善良な管理者の注意をもって通常の用法に従い使用していた場合に限る。
2. 前項に定める無償修理または交換は、自然故障に限り適用されるものとし、次の各号のいずれかに該当する場合には適用されない。
  - (1) 甲の故意または過失（落下、水没、不適切な取扱い等を含みこれに限られない）に起因する故障または毀損
  - (2) 通常の使用の範囲を超える外装の損傷、汚れ、変色その他外観上の変化
  - (3) 使用状況、故障の態様または発生頻度等に照らし、過度または不適切な対応要求と合理的に認められる場合
3. 前項各号に該当する場合、乙は、第8条に基づき、修理費用、代替機器費用その他これに付随する合理的な費用の実費を甲に請求することができるものとする。
4. 第1項に基づく修理または交換は、日本国内における使用に限り適用されるものとする。
5. 乙は、本条に定める場合を除き、本件機器に関して何らの責任を負わないものとする。

#### 第7条（輸出）

1. 甲は、本件機器を輸出する場合、事前に乙に通知して書面による承諾を得なければならない。この場合、甲は、輸出者として日本および輸出関連諸国の輸出入関連法規等および米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）を遵守しなければならない。
2. 甲は、本件機器を日本国外で使用する場合、本約款に定める保証その他の条件が適用されない場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

#### 第8条（紛失・故障時の責任）

1. 甲は、本件機器の紛失または故障が発生した場合、速やかに乙に通知するものとする。
2. 甲は、本件機器を紛失した場合、乙に対し、当該機器の通常販売価格に相当する金額を賠償する。
3. 甲は、甲の責に帰すべき事由により本件機器を故障させた場合、乙に対し、修理または交換のために必要な費用を負担する。

#### 第9条（契約の解除）

1. 乙は、甲が本約款のいずれかの条項に違反した場合、または本件機器の管理もしくは使用に関し不適切な行為があったと認められる場合には、何らの催告を要せず、本契約の全部または一部を解除することができる。
2. 前項に基づき本契約が解除された場合、甲は、乙の指示に従い、直ちに本件機器を返還しなければならない。

#### 第10条（本件機器の返還）

1. 無償貸与期間が終了した場合、または前条に基づき本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、直ちに本件機器を乙が別途指定する場所に返還するものとする。
2. 甲が前項の返還を遅延した場合、乙は、当該遅延により生じた損害の賠償を甲に請求することができる。
3. 前項の場合において、乙は、損害額の算定に代えて、遅延期間に応じて算定した合理的な使用料相当額を請求することができる。
4. 本件機器の返還に際して、甲は、本件機器に記録した電子的情報を自己の責任と費用負担により消去するものとする。甲が消去を怠ったことにより電子的情報の漏洩が生じた場合について、乙は一切の責任を負わない。

#### 第11条（引渡し時・返還時の費用負担）

本件機器の引き渡しおよび返還に関わる運送費その他の諸費用は、乙の負担とする。

#### 第12条（権利義務の譲渡禁止）

甲は、乙の事前の書面による承諾なくして、本契約上の権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡または担保に供してはならない。

#### 第13条（ソフトウェアの知的財産権）

本件機器の貸与に伴い提供されるソフトウェア（以下「本ソフトウェア」という）に関する著作権その他一切の知的財産権は、乙に帰属し、日本の著作権法その他の関係法令および国際条約によって保護されているものとする。

#### 第14条（反社会的勢力排除）

1. 甲および乙は、甲、乙および甲、乙の親会社、子会社等の関連企業並びに甲、乙の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）、従業員、または自己の主要な出資者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるもの（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力ではなかったこと、反社会的

勢力を利用しないこと、暴力的な要求行為、反社会的勢力を名乗る等して取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、相手方の名誉・信用を毀損し、業務の妨害を行い若しくは不当要求行為、その他これらに準ずる行為をなさないことを表明し、保証する。

2. 甲および乙は相手方に前項の規定のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せず、本契約を直ちに解除することができる。この場合、解除者は解除により相手方に発生した損害を賠償する責任を一切負わないものとする。

#### 第 15 条（損害賠償）

乙は、本契約に関連して甲に生じた損害について、乙の故意または重過失による場合を除き、一切の損害賠償責任を負わないものとする。なお、乙が責任を負う場合であっても、当該責任は、甲に現実に生じた通常かつ直接の損害の範囲に限られるものとし、本件機器の通常販売価格に相当する金額を上限とする。

#### 第 16 条（協議事項）

本約款および個別契約書に定めのない事項または解釈に疑義のある事項については、甲乙信義に基づき誠実に協議のうえ、これを決定するものとする。

#### 第 17 条（合意管轄）

本約款および個別契約書に関して生じる一切の紛争については東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 18 条（付則）

本約款は、2026 年 5 月 13 日以降に締結される個別契約書について適用されるものとする。なお、本約款の内容は予告なく変更する場合がある。

#### 【本約款の改訂履歴】

2023/10/6 新規作成

2026/5/13 改訂

## 個人情報の取り扱いについて（必ずお読みください）

制定日：2005年5月24日

最終改訂日：2025年4月10日

株式会社ソリトンシステムズ

代表取締役社長 鎌田理

株式会社ソリトンシステムズ（以下当社）は、ITセキュリティおよびクラウド事業等を運営するにあたり、お客様や取引先など、ビジネスで関係するすべての方々ならびに当社従業員「個人情報」を大変重要なものであると認識しております。そして、その取り扱いには十分注意を払い、その保護に努めております。お客様から提供された個人情報を、お客様の承認に沿って利用させていただくために、当社では以下の通り規則を定め、これを役員・社員（派遣社員、契約社員等も含む）および外部委託業者に周知・徹底させております。

### 1. 個人情報取り扱いに関する規則

1. 個人情報の取得について お客様が、当社と取引される際および当社の製品・サービス入手・利用される際、お客様の個人情報をお伺いする場合があります。その際、当社はあらかじめ利用目的を告知し、その目的のために必要な項目のみをご本人の同意を得てお伺いします。

#### 2. 個人情報の利用目的について

当社は、告知した利用目的のためにだけ個人情報を使います。また、そのために適切な措置を講じます。万が一、当初の利用目的と違う目的で利用する場合には、その意向をご説明しお客様の同意をいただくものとします。当社は、サービス提供の一環として、お客様の個人情報を業務委託先へ提供する場合があります。委託先への提供の際は、十分なセキュリティ水準にある委託先を選定し、必要かつ適切な監督に努めます。

#### 3. 個人情報の第三者への提供について

当社は、お客様の個人情報を第三者へ開示することは、原則的に行いません。ただし、収集時に予め第三者への開示について同意を得ている場合は、この限りではありません。

#### 4. 個人情報の安全管理について

当社は、個人情報を正確かつ安全に保つために適切な安全管理策を講じ、不正アクセス、漏洩、紛失が無いように努めます。また個人情報の取り扱いに関して役員および全従業員に教育を実施すると共に、適切な運用が実施されるよう管理を行い、個人情報保護の仕組みを継続的に見直し、改善してまいります。

#### 5. 個人情報の開示等の要請や苦情・相談に対して

当社は、お客様の個人情報の開示・修正・消去等の要請や苦情・相談に対し、ご本人からの申し出であることを確認した上で、遅滞無く対応いたします。

#### 6. 個人情報に関する法令・規範等の遵守について

当社は、個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護に関する法令および関連する規範等、国が定める指針その他の規範を遵守します。

## 2. 個人情報の取り扱い(利用目的)について

当社の取り扱う個人情報については、次の利用目的の範囲内で利用いたします。

1. ご相談・お問い合わせへの対応のため
2. 取り扱い製品・サービスに関するセミナー・イベントのご案内のため
3. 取り扱い製品・サービスに関するアンケート調査や各種協力のご依頼のため
4. 取り扱い製品・サービスの配送、設置や受託業務遂行のため
5. 取り扱い製品・サービスに関する保守、サポート業務の提供のため
6. 取り扱い製品・サービスに関する取引の履行および販売情報管理のため
7. 取り扱い製品・サービスの契約に関するご連絡のため
8. 採用応募者への連絡、通知および採用選考手続きのため
9. 役員および従業員の雇用契約管理、人事労務管理、各種法令に基づく事務手続きのため

### 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先

個人情報の取り扱いに関する開示等の要請や苦情・相談等につきましては、下記窓口までご連絡ください。

株式会社ソリトンシステムズ 情報システム部 個人情報保護担当

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-4-3

e-mail : [privacy@soliton.co.jp](mailto:privacy@soliton.co.jp)